

年 月 日

白浜町長

住 所 白浜町

氏 名

⑨

有害鳥獣捕獲檻借受書

有害鳥獣捕獲檻について、下記の条件を厳守し、借り受けます。

記

1. 借受物品の品目及び数量

有害鳥獣捕獲檻 1基

2. 借受期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 借受条件

- (1) 捕獲檻には、必ず住所、氏名及び電話番号等連絡先を記載した標識を装着し、自己管理地に設置します。ただし、はこわな免許を取得している場合には、自己管理地以外に設置することがあります。
- (2) 捕獲目的とする鳥獣の捕獲以外の目的には使用しません。
- (3) 捕獲目的としない鳥獣を捕獲した場合は直ちに解放します。
- (4) 捕獲檻を故意に損傷させるような使用はしません。
- (5) 貸出しを受けた捕獲檻を第三者に転貸しません。
- (6) 周囲の安全に配慮し、申請場所のとおり捕獲檻を設置します。
- (7) 誘因餌などの設置に係る費用は自己で負担します。
- (8) 捕獲檻の貸出しを受けた後に当該捕獲檻により被った損害及び第三者に対するの損害については、自己の責任により対応します。
- (9) 捕獲目的とする鳥獣が捕獲された場合、町に連絡します。
- (10) 捕獲檻返却の際は、捕獲檻を洗浄したのち返却します。
- (11) 借受期間を満了したら、直ちに鳥獣捕獲許可証を添えて捕獲檻を町に返却します。